

非常変災（台風など）その他緊迫事態における非常措置について

滋賀県立石部高等学校

台風の接近などにより「特別警報」、「警報」が発令された場合は、次のようになります。

- 1 滋賀県下全域または特定の地域において、「特別警報」、「暴風を含む警報」が発令されている時
 - ①**自宅待機**……午前 6 時において、「特別警報」、「暴風を含む警報」が発令中の場合は、始業時刻を繰り下げるので、生徒は自宅で待機すること。なお、午前 10 時までに「特別警報」、「暴風を含む警報」が解除された場合は、安全に留意して登校する。
 - ②**臨時休業**……午前 10 時において、なお「特別警報」、「暴風を含む警報」が発令中の場合は、臨時休業とする。
- 2 「**その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）**」が発令されている時
 - ・安全に留意して登校する。登校できない場合は、その状況を速やかに学校（担任）に連絡する。状況に対応して、適切な措置を講じることがあります。
- 3 その他
 - ・ **重要な連絡事項は本校のホームページにアップしますので、確認して下さい。**
 - ・ **「まちcomiメール」に登録して頂いた方には、メールで連絡が入ります。**
 - ・ 「特別警報」、「暴風を含む警報」が解除されても、**公共交通機が運休している場合は、引き続き自宅で待機し、運行再開とともに安全に留意して登校して下さい。**
 - ・ 天気予報、ニュースなどにより情報の把握に努めて下さい。